

事務連絡
平成25年10月16日

会員各位

公益社団法人 全国火薬類保安協会

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

いつもお世話になっております。

平成25年10月1日付けで経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官より首題の件で通知がありました。

つきましては、関係団体及び傘下の会員に指導の徹底をお願いいたします。

以上

経済産業省



25 鉛火第8号
平成25年10月1日

公益社団法人全国火薬類保安協会会長 殿

経済産業省商務流通保安グループ鉛山・火薬類監理官



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

平成25年9月12日付け警察庁丁保発第133号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添1のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受け、商務流通保安グループは、別添2のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那霸産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県の火薬類取締担当部長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

また、貴団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。



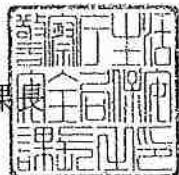
警察庁丁保発第133号

平成25年9月12日

経済産業省 商務流通保安グループ

鉱山・火薬類監理官 殿

警察庁生活安全局保安課



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

記

1 実施期間

平成25年11月1日から11月30日までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

経済産業省

官 印 省 略
25鉱火第8号
平成25年10月1日

北海道産業保安監督部長 殿

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

平成25年9月12日付け警察庁丁保発第133号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

火薬類の運搬に関する取締りについては、各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県の火薬類取締担当部局（以下「各部等」という。）と各都道府県警察との間で十分連絡・協議を行い、実効ある取締りが実施されるよう各部等の長に対して依頼することとしました。

つきましては、貴職に対しましても、連絡します。

経済産業省

25鉱火第8号
平成25年10月1日

北海道経済部長 殿

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

平成25年9月12日付け警察庁丁保発第133号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

火薬類の運搬に関する取締りについては、各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県の火薬類取締担当部局（以下「各部等」という。）と各都道府県警察との間で十分連絡・協議を行い、実効ある取締りが実施されるよう各部等の長に対して依頼することとしました。

つきましては、貴職に対しましても、連絡します。